平成２８年（フ）第８９号
東京都八王子市中野山王１丁目29番８－209号
破産者　渡辺　志乃
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１８号
京都市山科区音羽珍事町８番地17
破産者　株式会社インテリア三浦
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
岡山市南区築港新町１丁目19番３号、開始決定時の住所岡山県玉野市和田３丁目15番１号
破産者　眞鍋　竹子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２７３号
札幌市豊平区美園７条２丁目２番15号　パイデンハイツⅢ－201号
破産者　老松　伸治
1　破産債権の届出期間　平成28年８月16日まで
2　一般調査期日　平成28年９月28日午後２時
平成28年７月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５号
広島市西区井口明神３丁目14番12号
破産者　勝丸　**吉**弘
1　破産債権の届出期間　平成28年８月18日まで
2　一般調査期日　平成28年９月27日午前11時
平成28年７月19日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８号
山梨県中巨摩郡昭和町押越717番地11
破産者　株式会社オートプランニングＳＨＯＷＡ
1　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
2　一般調査期日　平成28年10月14日午前10時
平成28年７月19日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７５号
愛知県北名古屋市熊之庄屋形3386番地１
破産者　山田　貴文
1　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
2　一般調査期日　平成28年10月４日午前10時15分
平成28年７月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
福井県鯖江市熊田町第17号５番地９
破産者　佐々木和子
1　破産債権の届出期間　平成28年８月22日まで
2　一般調査期日　平成28年10月11日午後１時30分
平成28年７月20日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
神戸市兵庫区福原町１番３－202号
破産者　有限会社神戸営財
1　破産債権の届出期間　平成28年８月23日まで
2　一般調査期日　平成28年９月27日午前10時
平成28年７月19日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３号
大阪府豊中市熊野町４丁目４番６号
破産者　株式会社サンヨー測量機械
1　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
2　一般調査期日　平成28年10月３日午後２時
平成28年７月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０２号
兵庫県西宮市甲陽園山王町２－22、開始決定時兵庫県西宮市松園町５番25－203号
破産者　長瀬　恭二
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午後３時
平成28年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０６号
大阪市平野区喜連西１丁目19番15号　グレーシィ喜連503号
破産者　長瀬　晴紀
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午後３時
平成28年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４００号
大阪市生野区勝山北２丁目11－26　ハイツ110　２Ａ号室、開始決定時大阪市生野区勝山南４丁目８番４号
破産者　国本　祥孝
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年10月６日午後２時30分
平成28年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地の357
破産者　斉藤　良二
1　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
2　一般調査期日　平成28年10月19日午前10時30分
平成28年７月20日　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４２２２号
大阪市城東区古市２丁目１番５－502号、前住所大阪市城東区成育４丁目27番22号
破産者　大野　**浩**
1　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
2　一般調査期日　平成28年10月17日午後２時
平成28年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７号
高知市本町５丁目１番２号
破産者　株式会社エムトム
1　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
2　一般調査期日　平成28年10月18日午前10時
平成28年７月19日　高知地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第１号
山口県岩国市元町３丁目10番８号
破産者　有限会社文栄堂
異議申述期間　平成28年８月30日まで
平成28年７月20日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２５４２号
大阪市此花区高見１丁目５番46－1103号
破産者　**吉**田日出夫
免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
平成28年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０２７号
東京都板橋区東新町１丁目46番４号
清算株式会社　ＫＴ株式会社
代表清算人　渡邊　雅代
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
1　特別清算債権
特別清算債権とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
2　特別清算債権者
特別清算債権者とは、特別清算債権を有する債権者をいう。
第２　弁済及び免除
1　弁済
(1)　最終弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定後、清算株式会社の全ての資産の換価が完了した日から１か月以内に、各特別清算債権者に対し、残存する金員から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の金額（特別清算債権者が別紙の10者のみである場合には、別紙の金額とする。以下同じ。）に応じて按分して弁済する。
(2)　中間弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定後、清算株式会社の全ての資産の換価が完了する前に、資産の換価状況等に応じ、清算株式会社が各特別清算債権者の意見を聞いた上で指定する日において、清算株式会社が有する現預金の総額からその後見込まれる必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の金額に応じて按分して弁済することができる。